

第四号議案

大分県教育委員会会議規則の一部改正について

大分県教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十六日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

大分県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会会議規則（平成二十三年大分県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（参集等）」に改め、同条第一項に次のただし書を加える。

ただし、教育長が適当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議に出席することができる。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

委員がオンラインによる方法で会議に出席することができるようにしたいので提案する。

○ 大分県教育委員会会議規則（平成二十三年大分県教育委員会規則第六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第三条（略） （参集等）</p> <p>第四条 委員は、招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参加しなければならない。ただし、教育長が適当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議に出席することができる。</p> <p>2（略）</p> <p>第五条～第二十条（略）</p>	<p>第一条～第三条（略） （参集）</p> <p>第四条 委員は、招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参加しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第五条～第二十条（略）</p>

大分県教育委員会会議規則の一部改正の概要

1 規則の概要

教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に関し必要な事項を定めるもの。

2 改正理由

委員がオンラインによる方法で会議に出席することを可能とするため。

3 改正内容

- (1) 第4条の見出しを「参集等」に改める。
- (2) 第4条第1項にただし書を加え、委員がオンラインにより会議に出席することを可能とする。

4 施行期日

令和8年4月1日